

＜補償概要＞

補償項目		■保険金をお支払いする場合	■保険金をお支払いしない主な場合
〔基本契約〕 傷害補償 （国内外補償）	死亡保険金	被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の保険金額の全額をお支払いします。 （注）同一保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を保険金額から控除してお支払いします。	次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波（地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。） ●特に危険な運動中のケガ（ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など） ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染
	後遺障害保険金	被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%～100%をお支払いします。 （注）お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、ご加入の死亡保険金額が限度となります。	
	入院保険金	被保険者がケガにより入院した場合に、〔ご加入の保険金日額×入院日数〕をお支払いします。 （1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象）	
	手術保険金	被保険者がケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。 （1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度） ① 入院中に受けた手術の場合 【入院保険金日額×10】 ② ①以外の手術の場合 【入院保険金日額×5】	
通院保険金	被保険者がケガにより通院（通院に準じた状態（※1）および往診を含みます。）した場合に、〔ご加入の保険金日額×通院日数〕をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度） （※1）骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位（長管骨・脊柱など）を固定するためにギプスなど（※2）を常時装着した状態をいいます。 （※2）固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません		
傷害医療費用（国内外補償） Cコースのみ	ケガにより医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。（1事故につきご契約の保険金額限度） ●公的医療保険制度の一部負担金など病院に支払った治療費 ●入退院・転院のための交通費 ●医師の指示による薬剤・医療器具などの費用 （注1）労災保険からの給付金、第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。 （注2）保険期間開始日時点において満70才以上の被保険者については、自己負担額（1事故につき5,000円）があります。		
個人賠償責任補償（国内外補償）	被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車など（※）を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。●本人（加入者証記載の被保険者）の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故●日常生活に起因する事故（※）電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用具をいいます。 お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。●損害賠償金（1事故につきご加入の保険金額限度）●訴訟・弁護士費用など（お支払いできる額に条件が適用される場合があります。）（注1）損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。（注2）被害者からの損害賠償請求に対して、保険会社は被害者との示談、調停などの法律行為を行うことはできませんが、その解決にあたるための助言、協力を行います。（注3）学校の管理下中やクラブ活動中に、定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、その場合補償の対象となりません。被保険者の範囲①本人（加入者証記載の被保険者をいいます。）②本人の親権者。③本人の配偶者。④ ①から③までの同居の親族。⑤ ①から③までの別居の未婚の子。⑥本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限りず。⑦ ②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りず。	次の事由によって生じた損害 ●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務・アルバイト業務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預ったりした物に対する損害賠償責任	

【用語の説明】補償概要中の主な用語は、下記をご覧ください。
●医師：被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。●ウイルス性食中毒：ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。●後遺障害：身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。●細菌性食中毒：サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。●手術：健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非視血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。●配偶者：婚姻の相手方をいいます。なお、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（ただし、これらの事情・状態にあることを、書面などにより確認できる場合に限りず）。●被保険者：保険の対象となる方をいいます。●保険金：補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。●保険金額：ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額（ご契約金額）で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。●ケガ：急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。（細菌性食中毒・ウイルス性食中毒を除く）。「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと・「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと・「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。

■補償の重複について
以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。【個人賠償責任補償】
■損害保険募集人について
引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

鹿児島県手をつなぐ育成会AIG損保補償制度ご連絡先

※このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

取扱代理店・扱者	ジェイアイシー九州
810-0001	福岡県福岡市中央区天神4-6-7 JRE天神クリスタルビル14階
TEL: 092-791-7561	FAX: 092-791-7562
受付時間:午前9時～午後5時(土:日:祝日:年末年始を除く)	

引受保険会社 **AIG損害保険株式会社** 熊本支店
〒860-0843 熊本市中央区草葉町4-20
A I G熊本ビル

https://www.aig.co.jp/sonpo/
☎ 096-352-6511
受付時間:午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除く)

保護者の皆さまへ

2024年4月版

【普通傷害保険、個人賠償責任補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約、保険料の払込みに関する特約 等セット】
鹿児島県手をつなぐ育成会AIG損保補償制度
のご案内

この制度の特色は

- 十分な知識と経験**
当制度については、国際障害者年の翌年、昭和57年からの実績があり、事故の特性などについて十分な知識と経験があり、ご安心いただけます。全国の数多くの団体よりご推薦をいただいております。
- 総合的な補償**
他人に対する法律上の損害賠償補償(対人・対物)の他に、本人の傷害(ケガ)による入院・通院・死亡等についても定額で補償します。(Cコースの傷害医療費用は定額ではありません。)
- 団体割引を適用した制度掛金**
個人加入よりも割安な掛金で、補償が得られます。
- 掛金の払込みは年1回の口座振替で翌年からは自動更新**
今年加入されますと来年度以降の手続きの必要はありません。

お申込みは、別紙加入依頼書・預金口座振替依頼書にご記入・ご捺印の上

3月10日までに

- 1) 団体経由の場合は……育成会役員・施設・作業所担当者にご提出ください。
- 2) 個人で加入手続きをされる場合は…返信用封筒に入れ、投函してください。

※保険期間は2024年4月1日午前0時から1年間（2025年4月1日午後4時まで）となります。

年間制度掛金の振替日は5月12日です。
(金融機関休業日の場合は翌営業日)

社福) **鹿児島県手をつなぐ育成会**

ご加入の皆さまへ
別紙の重要事項説明書には、ご契約にあたって重要な事項（「契約概要」・「注意喚起情報」等）が記載されておりますので、事前に必ずご一読いただくようお願い申し上げます。特に、「保険金をお支払いしない主な場合」等、皆様にとって不利益な情報が記載されている部分につきましては、その内容についてご確認いただくようお願い申し上げます。

